

## ロマンス詐欺に関する申し入れ

令和3年8月2日

一般社団法人結婚・婚活応援プロジェクト 御中  
株式会社エウレカ (Pairs) 御中  
MG ジャパンサービス合同会社 (Tinder) 御中  
株式会社ネットマーケティング (Omiai) 御中  
株式会社リクルート (ゼクシィ縁結び) 御中  
マッチ・ドットコム ジャパン株式会社 (match) 御中

### 参考送付

国民生活センター 御中  
消費者庁 御中  
金融庁 御中  
警察庁 御中  
一般社団法人日本暗号資産取引業協会 御中

東京投資被害弁護士研究会  
代表幹事 坂 勇一郎  
事務局長 田上 潤



東京都新宿区新宿2丁目11番7号 第33宮庭ビル1003号室  
笠井・金田法律事務所  
電話 03-3356-7617  
FAX 03-3356-8155

連絡担当：金田万作



### 第1 申し入れの趣旨

現在多発しているマッチングアプリ経由でのロマンス詐欺被害の防止、加害者の特定及び被害回復のために、各事業者(株式会社エウレカ(Pairs)、MG ジャパンサービス合同会社(Tinder)、株式会社ネットマーケティング(Omiai)、株式会社リクルート(ゼクシィ縁結び)、マッチ・ドットコムジャパン株式会社(Match))におかれては海外IPアドレスからのアクセス禁止などの防止策の実施及び弁護士会照会に応じていただくよう、一般社団法

人結婚・婚活応援プロジェクトにおかれては参加事業者にそのような指導やガイドラインの策定を求めるとともに、情報共有のための協議をお願いしたく、申し入れをいたします。

## 第2 申し入れの理由及び要望事項等

### 1 被害の実態

昨年くらいから、マッチングアプリで知り合った異性（外国人）とLINEなどでやりとりをしていると、投資を勧められ、サイトに登録・入金（暗号資産での送金や個人口座に振り込み）させ、最初は儲かっているが、お金を引き出せないようになり、税金などお金を引き出すためと称して次々に金銭を請求される、いわゆるマッチングアプリ経由でのロマンス詐欺被害（以下、「**マッチングロマンス詐欺**」という。）が多発しています。被害金額は数百万円から数千万円になるケースも珍しくありません。

国民生活センター<sup>1</sup>や消費者庁・金融庁・警察庁<sup>2</sup>からも注意喚起がされています。

東京投資被害弁護士研究会（以下「**当研究会**」という。）は、2004年4月に、東京の3つの弁護士会において消費者事件・投資被害の解決に取り組む弁護士間の申し合わせによって、「金融商品被害一般の理論・実務に関する研修、制度改正に関する意見提言、事件受任と配点等」を目的として設立された弁護士によって構成される任意団体であり、現在約180名の弁護士が所属して、投資被害の相談を受けています。マッチングロマンス詐欺に関して、これまで92件の相談を受けていますが、これは最近の全相談の3分の2程度を占め、この被害の広がりを鑑み、被害防止や被害回復のために、次のとおりの要望及び協議の申し入れを行います。

なお、上記92件、個別に調査できた42件について、判明しただけでも特定のマッチングアプリ経由が19件、マッチングアプリで知り合った後の連絡手段はLINEが31件を占め、決済方法としては暗号資産での支払いが15件・銀行口座振込が20件（重複あり）という結果でした。

---

<sup>1</sup> 「出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけとする投資詐欺にご注意を一恋話（コイバナ）がいつの間にかもうけ話に一」

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210218\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210218_1.html)

<sup>2</sup> 「暗号資産（仮想通貨）に関するトラブルにご注意ください!」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_001/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/)

## 2 要望事項

- (1) 当研究会としては、多発するマッチングロマンス詐欺被害の被害回復に努めているところですが、オンラインでのやり取りで完結するという被害態様から、加害者の特定及び被害回復が困難なケースが多数あるところ  
です。
- (2) そこで、当研究会としては、上記のような被害の発生の予防、及び、発生してしまっ  
た被害の回復を図るために、マッチングアプリを提供する事業者に対して、以下のとお  
り、申入れをする次第です。
  - ①犯罪の予防のために、海外 IP アドレスからのアクセスを原則禁止すること。
  - ②マッチングアプリ利用の際の決済手段において、適切な検知ができるよう努め、決済  
手段に疑義がある場合には、利用の排除をすること。
  - ③マッチングアプリ利用者の本人確認を適切におこなったうえで、本人確認資料や、そ  
の他のアクセスログ、決済手段の履歴を適切に保存すること。
  - ④マッチングロマンス詐欺被害が生じた場合には、弁護士会照会（弁護士法第23条の2）  
による照会に対して、回答を行ない、被害回復に協力をすること。
- (3) 上記の①については、マッチングロマンス詐欺は、加害者が海外から犯行をおこな  
っているケースが多いため、これを防ぐために、海外 IP アドレスからのアクセスを排  
除されたく、申入れをする次第です。

すなわち、当研究会に寄せられた相談においても、海外からのアクセスとみられるもの  
が多く、翻訳ソフトを利用したと思われる日本語が多数散見されるうえ、実際に、  
マッチングアプリ事業者から開示された IP アドレスを確認すると、海外であるとい  
う事例も存在します。

マッチングアプリの目的からすれば、海外からのアクセスを許容する必要性はなく（  
例外的に必要な場合には厳格な本人確認措置を求める）、多数の詐欺被害が海外から  
のアクセスによるものであって、プラットフォームの健全性が損なわれている実情に  
鑑みれば、マッチングアプリ事業を適切に運営するためにも、上記①の措置を取って  
頂きたく申入れを致します。
- (4) 上記②については、マッチングロマンス詐欺の加害者は、マッチングアプリの課  
金において、不正利用されたクレジットカードを使うようなケースが見受けられるた  
め、決済手段の適切な検知<sup>3</sup>をすることで、マッチング

---

<sup>3</sup> EC 事業者においては不正カード利用によるチャージバックを防ぐために、不正検知のツールを利用している場合があり、プラットフォームの健全化のために不正検知ツールの導入などを検討してほしいという趣旨

ロマンス詐欺被害の防止を図れるものであることから、申入れをする次第です。

すなわち、マッチングアプリにおいては、メッセージ送金などのサービスを受けるために、課金を必要とする場合があるところ、詐欺の加害者も、マッチングアプリにおいて課金をしているケースも見受けられるところ です。

このようなケースの多くでは、詐欺の加害者は、自らのクレジットカードを使うことはなく、身元を隠すために、クレジットカードを不正利用しているケースが見受けられます。

マッチングアプリ事業においては、通常の EC サイトと異なり、チャージバック等がなされても、事業自体に損失がないため、クレジットカードの不正利用がなされやすい環境にあるものですが、決済手段の不正検知が甘い場合には、マッチングアプリ上での詐欺などの犯罪行為をおこなうことが容易になるため、これを防ぐために申入れをする次第です。

- (5) 上記③については、マッチングロマンス詐欺の被害が生じてしまった場合に、加害者の情報を取得し、適切に被害回復を図る必要がありますが、マッチングアプリ事業者において、加害者の会員情報を適切に保有していない場合があるため、申入れをする次第です。

すなわち、マッチングロマンス詐欺被害が生じたため、マッチングアプリ事業者に対して、加害者の情報を照会した際に、加害者の本人確認資料を保有していない(破棄している)、若しくは、加害者の本人確認資料が適切になされておらず偽造の情報である場合などには、被害者は、加害者を特定することすらできず、被害回復が困難な状況にあるところです。

したがって、マッチングロマンス詐欺被害が生じてしまった場合に、被害回復を図るために、本人確認の適切な実施と、当該資料やアクセスログなどの情報を破棄することなく、一定期間は適切に保有するよう申入れをする次第です。

なお、もともとマッチングアプリサービス自体を適切なものとするために、適切な本人確認と記録保持が必要であります。

- (6) 上記④については、マッチングロマンス詐欺の被害が生じてしまった場合に、加害者の情報を速やかに照会し、被害回復を図るために、弁護士会照会に応じていただきたく、申入れをする次第です。

当研究会においても、マッチングロマンス詐欺の被害者代理人として、マッチングアプリ事業者に対して、弁護士会照会をおこなった事例で、回

答が拒否された事例があるものですが、加害者情報の速やかな開示は、被害回復に必須なものですから、適切な弁護士会照会がなされた場合には、積極的に開示に応じて頂きたく、申入れを致します。

### 3 協議の申し入れ

以上のとおり、近年被害が急増している詐欺事案において、勧誘の端緒としてマッチングアプリが利用されている状況にあります。そのため被害防止と被害回復のため、貴協会及び貴社において要望事項に対応していただくよう申し入れいたします。また業界としても現在対応に取り組まれているところと思いますので、健全なマッチングアプリの利用のためにも、一度当会との間で協議を行わせていただき、情報共有ができればと存じます。

以上